主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人渡部利佐久の上告理由第一および第二について。

原判決は、つぎの事実を確定したものであつて、このことは判文上明らかである。すなわち、訴外D株式会社(以下Dという。)は、訴外E株式会社(以下Eという。)に汽船幸春丸の建造を注文し、昭和三六年五月ごろ完成してEよりその備品である本件物件を含めて右船舶の引渡を受けその所有権を取得した。しかし、Dは、右船舶の建造代金を支払つていなかつたので、間もなく右船舶物件を再びEに返還譲渡し、E所在の高知市に右船舶を回航させた。

Dは、同年六月一〇日被控訴人(被上告人)に対し、本件物件を右会社の所有として譲り渡し、かつ爾後右会社において被控訴人のため右物件を占有する旨を約した。しかし、当時Dは右物件の所有権を失つていたので(D被控訴人間の前記契約がDが物件をEに返還した後であることは判文上窺われる。)、被控訴人は、右行為によつては直ちに右物件の所有権を取得しなかつた。

同年七月初めにEとDとの間に代金の支払についての話合がつき、同月八日改めて右船舶および本件備付物件の所有権をDに戻し、おそくとも同日Dは右船舶、物件の引渡を受けその占有を取得した。

以上の事実関係の下において、Eより被控訴人への本件物件の所有権および占有 移転の時期、方法につき特段の約定ないし意思表示がない限り(原判決は、右特段 の事実があることを確定していない。)、Dが昭和三六年七月八日Eより本件物件 の所有権を取得すると同時に被控訴人がDより本件物件の所有権を得し、また、D の占有取得と同時に被控訴人が前記約定に基き占有改定の方法によりDよりその占 有を取得するに至つたものと解すべきである(被控訴人の所有権取得につき、大審院大正八年(オ)第一一四号大正八年七月五日判決、民録二五輯一二五八頁参照)。原判決に所論の法令解釈の誤り、理由不備、理由齟齬の違法がなく、論旨はすべて採用できない。

同第三について。

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠により肯認できるから、 原判決に所論の採証法則違反等の違法はない。論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判	長裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	草	鹿	浅 之	介
	裁判官	城	戸	芳	彦
	裁判官	石	田	和	外